

独立行政法人勤労者退職金共済機構が保有する法人文書の開示請求
に対する開示決定等に係る審査基準
(平成15年10月1日)

1 目的

この審査基準は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下「法」という。)及び同法に基づく政省令の規定に基づき、情報公開を実施するに当たって、法第9条第1項及び第2項の決定に関し、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)が当該決定をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定めることにより、その適正かつ円滑な施行を図ることを目的とする。

2 法人文書

この審査基準において「法人文書」とは、法第2条第2項に規定する法人文書をいい、法人文書に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添1のとおりである。

3 開示の原則

機構は、開示請求(法第4条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)があったときは、4から8まで及び事案を他の独立行政法人又は行政機関の長に移送する場合を除き、当該開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をするものとする。

4 不開示情報が記録されている場合

機構は、開示請求に係る法人文書に法第5条に規定する不開示情報(以下単に「不開示情報」という。)が記録されている場合にあつては、9による場合を除き、当該法人文書の全部を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をするものとする。

開示請求に係る法人文書が不開示情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添2のとおりである。

5 法人文書を保有していない場合

機構において開示請求に係る法人文書を保有していない場合は、機構は、11の場合を除き、可能である場合には、当該開示請求を行おうとする者に対して、当該開示請求に係る開示請求書を受理する前に、この旨を説明し、その者が同意した場合は、当該開示請求書を開示請求手数料とともに返戻するものとする。当該開示請求に係る開示請求書を受理した場合は、機構は、不開示決定をするものとする。この場合において、機構は、11の場合を除き、法第9条第2項の書面に、当該法人文書を保有していない旨を記載するものとする。

6 開示請求の対象が法人文書に該当しない場合

開示請求の対象となるものが2において規定する法人文書に該当しない場合、機構は、5の場合に準じて、開示請求書の返戻又は不開示決定をするものとする。

7 法人文書の特定ができない場合その他不適法な開示請求に対する不開示決定

開示請求に係る法第4条第1項に規定する開示請求書に形式上の不備がある場合であつて、機構が同条第2項に基づき補正を求めたにもかかわらず、なお当該開示請求書

に形式上の不備がある場合にあっては、機構は、不開示決定をするものとする。この場合において、形式上の不備があるかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、別添3のとおりである。

8 他の法令による開示の実施との調整

開示請求に係る法人文書に関し、他の法令の規定により法第15条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（法第16条第2項の規定による場合を含む。）には、機構は、当該法人文書を当該他の法令に基づき開示するものとし、法に基づく開示は行わないものとする。

9 部分開示

機構は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断する際の基本的な考え方は、別添4のとおりである。

開示請求に係る法人文書に法第5条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。以下「非開示の個人情報」という。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は非開示の個人情報に該当しないものとみなして、前段と同様の取扱いとする。

10 公益上の理由による裁量的開示

機構は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示するものとする。

11 法人文書の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、機構は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、不開示決定をするものとする。この場合において、どのような場合がこの場合に該当するかについての判断をするに際しての基本的な考え方は、別添5のとおりである。

別添1 法人文書に関する判断基準（法第2条第2項関係）

別添2 不開示情報に関する判断基準（法第5条関係）

別添3 開示請求書の記載事項に関する判断基準（法第4条関係）

別添4 部分開示の方法に関する判断基準（法第6条関係）

別添5 存否に関する情報が不開示情報となることに関する判断基準（法第8条関係）

(別添1)

法人文書に関する判断基準(法第2条第2項関係)

1 法人文書の定義

「法人文書」とは、機構の役員及び職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、機構の役職員が組織的に用いるものとして、機構が保有しているものをいう(法第2条第2項本文)。ただし、次に掲げるものを除く(法第2条第2項ただし書)。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

2 各要件ごとの考え方

- (1) 「機構の役職員が職務上作成し、又は取得した」

機構の役職員が当該役職員に割り当てられた仕事を遂行する立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

- (2) 「文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」

機構において現に事務及び事業において用いられている記録の形式については、上記の媒体によるもので網羅される。「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指し、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、法第2条第2項ただし書に該当するものを除き、電磁的記録に該当する。なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

- (3) 「機構の役職員が組織的に用いるもの」

「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した役職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、機構の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。したがって、役職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研鑽

のための研究資料、備忘録等) 役職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、 役職員の個人的な検討段階に留まるもの(決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当役職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。)等は、組織的に用いるものには該当しない。作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、文書の作成又は取得の状況(役職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に機構の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)、 当該文書の利用の状況(業務上必要として他の役職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の役職員がその職務上利用しているものであるかどうか)、 保存又は廃棄の状況(専ら当該役職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している役職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか)等を総合的に考慮して実質的な判断を行う。また、どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、 決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された時点、会議に提出した時点、 申請書等が機構に到達した時、 組織として管理している役職員共用の保存場所に保存した時点等が一つの目安となる。

(4) 「機構が保有しているもの」

「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配(当該文書の作成、保存、閲覧又は提供、移管又は廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。)していれば「所持」に該当し、保有しているといえることができる。

なお、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合等、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

(5) 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」(第1号)

一般に容易に入手又は利用が可能なものは、開示請求権制度の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代わりの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、機構の事務負担の面からも問題がある。しかしながら、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に対象文書から除くこととしたものである。不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。機構が公表資料等の情報提供を行っているものについては、本号に該当せず、開示請求の対象となる。これは、ただし、実際の運用においては、情報提供で対応できる場合は、担当部課において配布していること、機構のホームページに掲載していること等を教示する等の対応が適当である。

- (6) 「政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」(第2号)

本号は、法第2条第2項本文の文書に該当するものであっても、歴史的若しくは文化的な資料として又は学術研究用の資料としての価値があるために特別に保有しているものについては、法の目的とする独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする観点からは開示請求の対象とすることは適当ではなく、貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から一般の利用に供されることが適当であり、政令でその範囲を明確にして開示請求の対象から除くこととするものである。本号の歴史的な資料等の範囲については、令第1条で定める施設において、令第2条で定める管理の方法等により適切な管理が行われているものであることを要件としている(令第1条及び第2条参照)。

(別添2)

不開示情報に関する判断基準(法第5条関係)

第1 個人に関する情報(法第5条第1号)

不開示情報として、法第5条第1号においていわゆる個人に関する情報が掲げられているが、その各要件ごとの考え方は、次のとおりである。

1 特定の個人を識別することができる情報(本文)

(1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人情報の判断に当たり、原則として、機構の役職員に関する情報と機構の役職員以外に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を法第5条第1号ただし書八において除外している。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。また、外国に居住しているもの(国籍を問わない)も含まれる。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であり、本号の個人情報からは除外している。また、事業者としてのものではない氏名及び住所等の情報は本号で取扱う。

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合がある。

(4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報

として不開示情報に該当する。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、入手するために特別の調査を必要とする情報については、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報 の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合は、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別情報に該当する場合がある。

(5)「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

独立行政法人等が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的に十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、匿名の作文及び無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの又は公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの等、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある場合は、本規定に該当する。

例えば、会議等の場において著作物になる前の個人の研究成果について発言した場合、当該発言に係る録音テープ及び議事録等が、著作物として該当する。また、個人識別性のない情報ではあるが、公にしないと的前提で提供された情報については、個人の権利利益を害するおそれがあれば、本規定に該当する。

なお、法に基づき著作物を公開する場合、未公表著作物であれば、公表権や氏名表示権を害することとなり、また、複製物の交付等により開示する場合、複製権を害することとなるため、情報公開法附則第6条によって著作権法（昭和45年法律第48号）を改正し、法の円滑な施行と著作権法上の権利との調整措置を講じている。その概略は次のとおりである。

公表権との調整（著作権法第18条第3項及び第4項）

未公表の著作物の著作者が、当該著作物を機構に対し、特段の意思表示をせずに提供した場合には、情報公開法に基づく開示に同意したものとみなされる。この場合の「特段の意思表示」は、開示決定の時までに行えば足りる。なお、情報公開法施行前に提供された著作物には適用されない（情報公開法附則7条）。さらに、情報公開法第5条第1号ロ及び第2号ただし書、同条第1号ハ並びに同法第7条による特に公益性に着目してなされる開示決定の場合は、公表権の規定は適用されない。

氏名表示権との調整（著作権法第19条第4項）

氏名表示権（著作者がその著作物を公衆に提供等する場合に、実名又は変名の表示とするか又は匿名とするかにつき決定する権利）の規定は、情報公開法に基づき

著作物を開示する際、既にその著作者が表示しているところに従って著作者名を表示する場合及び情報公開法第6条第2項の規定による部分開示を行う際に当該著作者名を省略する場合には適用しない。

複製権等との調整（著作権法第42条の2）

情報公開法に基づく開示の実施の方法に関し、著作権法上の権利との関係では、文書の写し、録音テープの複製、録画テープの複製等の複製物を作成する場合における複製権、録音テープを再生する場合における演奏権又は口述権、ビデオテープを再生する場合における上映権等が問題となる。これらの著作物を情報公開法で定める方法による開示をする場合には、開示に必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができることとなっている。したがって、著作物を情報公開法に基づいて開示すること自体が可能であっても、著作物の写しの交付は1人につき1部が限度と解され、あらかじめ著作物を送信可能化すること、著作物の展示、翻訳等は認められない。著作隣接権等についても同様である（著作権法第86条及び第102条）。なお、情報公開条例に基づく著作物の開示についても同様の規定が置かれている（著作権法第18条第3項第2号等）。

ただし、他の独立行政法人等に対して未公表の著作物を開示するには著作者の同意が必要である。

2 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）

個人情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととする。

(1) 「法令の規定により」

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

(2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしな

いと合理的な理由がない等、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書ロ)

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行う。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外にも公益上との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定(法第7条)により図られる。

4 「当該個人が公務員等(国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(ただし書ハ)

法人文書には、機構の役職員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、機構の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、機構の役職員についても、個人としての権利利益は、十分に保護される必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者(「職」)がどのように職務を遂行しているか(「職務遂行の内容」)については、たとえ、特定の役職員が識別される結果となとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととする。

(1) 「当該個人が公務員等(国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員)である場合において」

個人情報のうち、当該個人が機構の役職員である場合である。

機構の役職員の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等、機構の役職員以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断し、当該役職員にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。

(2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、機構の役職員がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。他方、研修会への出席等であっても、その担任する職務と関係ない活動に関する情報、例えば、研修にお

ける出席簿、個人成績表、報告書及び試験結果等は含まれない。また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、機構の役職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される機構の役職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

- (3) 「当該情報のうち、当該公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員）の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

機構の役職員の職務の遂行に係る情報には、当該役職員の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、機構の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、役職員の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該役職員の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

- (4) 機構の役職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該役職員の氏名の取扱い

機構の役職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該役職員の氏名については、公にした場合、役職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。すなわち、当該役職員の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号の八とともに、イが重疊的に適用され、個人情報としては不開示情報には該当しない。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、機構が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録等に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する。

5 本人からの開示請求

本法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイから八まで又は公益上の理由による裁量的開示（法第7条）に該当しない限り、不開示とする。

第2 法人等に関する情報（法第5条第2号）

不開示情報として、法第5条第2号において、いわゆる法人情報が掲げられているが、その各要件ごとの考え方は、次のとおりである。

- 1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）」（本文）

(1) 法人等

「法人等」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等及び地方公共団体については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示又は不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、法第5条第4号等において規定している。

(2) 法人等に関する情報

「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(3) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(2)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

2 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」(第2号ただし書)

本号のただし書は、法第5条第1号ただし書口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益とこれを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もある。

3 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(第2号イ)

(1) 「権利」

信教の自由、集会又は結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(4) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性等を十分考慮して適切に判断する。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

4 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもので

あって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(第2号口)

(1) 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

機構の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、機構の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、機構が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、その時点から本規定に該当する。

また、要請の主体は、法人等と非公開の約束をした機構であることが基本であるが、機構と業務が密接に関連した他の独立行政法人等が要請した場合にも、本規定に該当する。ただし、行政機関が要請した場合には、本規定には該当しない。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、機構の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から機構の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法については、黙示的なものも含まれる。

(2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくてもいいことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

第3 審議、検討等に関する情報(法第5条第3号)

開示請求の対象となる法人文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限らないことから、機構の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、対象文書となる。このように、開示請求の対象となる法人文書の中には、機構としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必

要がある。他方、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、機構がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。そこで、個別具体的に、開示することによって機構の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである。この場合のその各要件ごとの考え方は、次のとおりである。

1 「国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等及び地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間を意味し、機構においては、機構の内部又は他の機関との相互間の意味である。

2 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は機構が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討等、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、法第5条第4号ただし書き等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、機構内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりする場合には、当該情報については不開示とする。

4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合には、不開示とする。

5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長する等して、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合をいう。なお、本規定の規定される「利益」及び「不利益」は、経済的なものに限らず、精神的苦痛や社会的信用も含まれる。

6 「不当に」

上記3、4及び5のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公

にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

7 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、機構としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかを判断する。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等は、当該情報は不開示とする。

第4 国等の事務又は事業に関する情報（法第5条第4号）

機構が行う事務又は事業は、加入者の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。

開示決定等をするに当たって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定した。

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第4号本文）

(1) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

イからトに掲げた事務又は事業の外でも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するものについては、不開示とする。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要性があり、また、事務又は事業がそ

の根拠となる規定又は趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであるかどうかを判断する。なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要となる。

- 2 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際関係との信頼関係が損なわれるおそれ又他国若しくは国際関係との交渉上不利益を被るおそれ」(第4号イ)

他国等との信頼関係を確保する上で、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると認められる理由がある情報を不開示情報とする。

- 3 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」(第4号ロ)

刑事法の執行を中心にした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる理由がある情報を不開示情報とする。

- 4 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第4号ハ)

監査等に関する情報は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となるような情報については、不開示とするものである。

- 5 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第4号ニ)

機構が一方の当事者となる契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

契約等(契約における予定価格調書等)に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉(組合団体交渉等)、争訟(訴訟中の事案等)等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、当該情報については、不開示とする。

- 6 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(第4号ホ)

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、又は試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、当該情報については、不開示とする。

- 7 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

(第4号へ)

人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理)に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、当該情報を不開示とする。

- 8 「国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(第4号ト)

機構に係る事業については、企業経営という事業の性質上、法第5条第2号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、機構の諸活動を説明する責務という観点から、その開示の範囲は法第5条第2号の法人等とでは当然異なり、機構に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合がある。

(別添3)

開示請求書の記載事項に関する判断基準(法第4条関係)

第1 開示請求書(第1項)

1 開示請求書の提出

開示請求は所定の事項を記載した書面の提出により行うこととし、開示請求を受け付ける機構の窓口を持参して提出するほか、郵送、ファクシミリ及び電子メールで行うことも可能とする。

2 開示請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、各号列記はされていないが、当然に記載すべき事項として、開示請求先である機構の名称及び本法に基づく開示請求であることを明らかにする記載が必要である。

なお、開示請求書の記載は、日本語で行わなくてはならない。

(1) 「開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名」(第1号)

請求者としての名義人と同一であるか否かをその後の手続で確認するため及び連絡先を明らかにするための事項であり、次の事項を記載することになる。

開示請求者が個人の場合 氏名及び住所(住所又は居所)

開示請求者が法人その他の団体の場合 名称、所在地及び代表者の氏名

また、郵便番号及び電話番号について、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、法第4条第2項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。なお、開示請求者の押印は不要である。

(2) 「法人文書の名称その他法人文書を特定するに足りる事項」(第2号)

「法人文書の名称」については、求める法人文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含む。

「法人文書を特定するに足りる事項」については、職員が、当該記載から開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された法人文書が特定されたものとして扱うこととする。

特定の方法については、求める法人文書の種別、記載内容等により異なるが、一般的には、法人文書の名称、法人文書の様式の名称、標題、記録されている情報の概要、作成(取得)年月日、作成者名等を適宜組み合わせることで特定をすることになる。

個別の開示請求事案における法人文書の特定は、個別に判断することとなる。例えば、「 に関する資料」のように記載された開示請求については、「 」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは、記載からは明らかでないため、特定が不十分である。また、「機構の保有する法人文書」のように記載された開示請求についても、法人文書の範囲は形式的又は外形的には一応明確ではあるものの、一般的には、機構の活動は多種多様であつてその全てに係る法人文書を請求しているとは考え難いこ

と、保有する法人文書の量等に照らして、本法の開示請求権制度上は、特定が不十分である。

ただし、国民は、求める情報が機構においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが十分想定されることから、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に求める法人文書を指し示すことができるよう、機構は、法人文書の特定に資する情報の提供を行うこととされている(法第24条参照)ところであり、その一環として、法人文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供することとしていることからすれば、当該法人文書ファイル管理簿上の法人文書ファイル名の引用やこれに更に限定を加える形での特定の仕方であれば、特定が不十分とはいえない。

- (3) 開示請求は、基本的に、一法人文書ごとに行い、開示決定等も法人文書ごとに行う。ただし、開示請求者の便宜を図るため、一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書の場合には、複数の法人文書の開示請求を1件の開示請求として取り扱うことも可能とする。その場合には、1件の開示請求として、開示請求手数料を徴収することとする。なお、複数の法人文書の開示請求を1件のものと扱う場合でも、開示決定等を分割して行うことは可能である。

第2 「開示請求書の補正」(第2項)

1 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、法第4条第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の法人文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る法人文書が特定されていない場合を含む。また、開示請求手数料を納付していない場合や開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合(氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の法人文書の名称等であって、本来外国語で記載されるべき場合を除く。)も「形式上の不備」に当たる。

他方、開示請求の対象文書が法人文書に該当しない場合や当該対象文書を保有していない場合は、「形式上の不備」には当たらない。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、法第9条第2項に基づき不開示決定を行うことになるが、例えば、当該請求に係る法人文書を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該法人文書を保有している他の行政機関等が明らかな場合には当該行政機関等を教示する等、適切な情報提供を行うことが望ましい。

2 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

- (1) 「相当の期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して、機構が判断する。
- (2) 外形上明確に判断し得る不備については、行政手続法第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、開示しない旨の決定をするかのいずれかを行うこととする。

本法上の手続においては、本項の規定により必ずしも機構が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開

示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求める。

(3) 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行う。

3 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」

法人文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者が法人文書を特定することが困難な場合には、参考情報として、開示請求書の記載内容に関連する法人文書ファイル名、該当しそうな法人文書の名称、記載されている情報の概要等を教示する。

情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行い、口頭でも差し支えない。

(別添4)

部分開示の方法に関する判断基準(法第6条関係)

第1 不開示情報が記録されている場合の部分開示(第1項)

1 「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

1件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、法人文書単位に行われるものであるため、法第5条では法人文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否か判断する。

2 「容易に区分して除くことができるとき」

(1) 当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示はしない。「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

(2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写する等して行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間又は労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合では、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等を単位として、表であれば個々の欄等を単位として判断する。

部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、例え

ば、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすか等の方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、機構の不開示義務に反するものではない。

4 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断する。

また、「有意」性の判断は、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に判断する。

第2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

1 「開示請求に係る法人文書に法第5条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成する。

このため、法第6条第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。

2 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

例えば、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものなど、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用する。

3 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

法第6条第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第5条第1号に規定する不開示情報では

ないものとして取り扱う。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示する。

また、法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、個人を識別することができる要素は、法第5条第1号イから八までのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象としない。

(別添5)

存否に関する情報が不開示情報となることに関する判断基準(法第8条関係)

機構は、開示請求に係る法人文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる(法第9条参照)。

しかしながら、開示請求に係る法人文書の存否を明らかにするだけで、法第5条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。

1 「開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る法人文書が具体的に存在するかどうかにかかわらず、開示請求された法人文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その退職金の減額支給が記録された文書の開示請求があった場合、当該法人文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の退職金の受領又は懲戒解雇されたことが明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指した探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

2 「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否するものとする。法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、法人文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることになる。

開示請求を拒否する決定をする際に、処分の理由を提示する必要があるが、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

例えば、存否を明らかにしないで開示請求の拒否となり得るものとしては、特定の個人又は法人その他の団体若しくは事業を営む個人を名指しして、退職金共済契約及び特定業種退職金契約の共済契約者及び被共済者から提出された書類等の情報について開示請求があった場合、当該法人文書はあるが、法第5条第1項及び第2項により不開示と回答したのでは、そのことのみで名指しされた者が加入していた事実が明らかになるほか、法人文書が存在しないとされたのでは、加入していない事実が明らかになり、結果的に当該個人の権利利益又は当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると考えられることから、当該請求に対しては存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。